

森林認証機関の認定実務

公益財団法人
日本適合性認定協会

2025年8月18日
CB認定ユニット 製品・要員・VV担当
青柳 裕美

JIS Q 17011:2018

適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項

4.4.11 認定機関及び同じ法人のいかなる部分も、
公平性に影響を与える次のようなサービスを申し出たり、提供したりして
なはならない。

- a) 認定の対象となる適合性評価活動。(途中両略)
- b) コンサルタント業務

1. 製品認証機関の認定制度

- ・適合性評価とは
- ・製品とは
- ・製品認証とは

2. SGEC/PEFCスキームにおける認定審査

適合性評価とは

適合性評価(conformity assessment)とは

定義

製品、プロセス、システム、要員又は機関に関する規定要求事項が満たされていることの実証。

分野

試験、検査、認証、妥当性確認・検証、適合性評価機関の認定

種類

第一者適合性評価活動、第二者適合性評価活動、第三者適合性評価活動※

実施者※

適合性評価機関(CAB): 適合性評価サービスを実施する機関
認定機関(AB): 適合性評価のうち「認定」サービスを実施する機関

(参照: JIS Q 17000:2022 箇条2)

※ 適合性評価を実施する者のうち、第三者適合性評価活動をする実施者を記載

認証と認定の違い



認証 (certification)と認定(accreditation)の違い

認証 製品, プロセス, システム又は要員に関する第三者証明

認定 適合性評価機関に関し, 特定の適合性評価業務を行う能力を公式に実証したことを伝える第三者証明

(参照: JIS Q 17000:2022 篇条5)



適合性評価に関する規定要求事項の例

国際規格(ISO)	JIS規格	規格名称	ISO 発行年	JIS 発行年
ISO/IEC17000	Q 17000	適合性評価-用語及び一般原則	2020	2022
ISO/IEC17011	Q 17011	適合性評価-適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項	2017	2018
ISO/IEC17020	Q 17020	検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項	2012	2012
ISO/IEC17024	Q 17024	適合性評価-要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項	2012	2012
ISO/IEC17025	Q 17025	試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項	2017	2018
ISO/IEC 17021-1	Q 17021-1	適合性評価-マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項 第一部要求事項	2015	2015
ISO/IEC17065	Q 17065	適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項	2012	2012
ISO/IEC17067	Q 17067	適合性評価-製品認証の基礎及び製品認証スキームのための指針	2013	2014

適合性評価の種類(第一者評価)

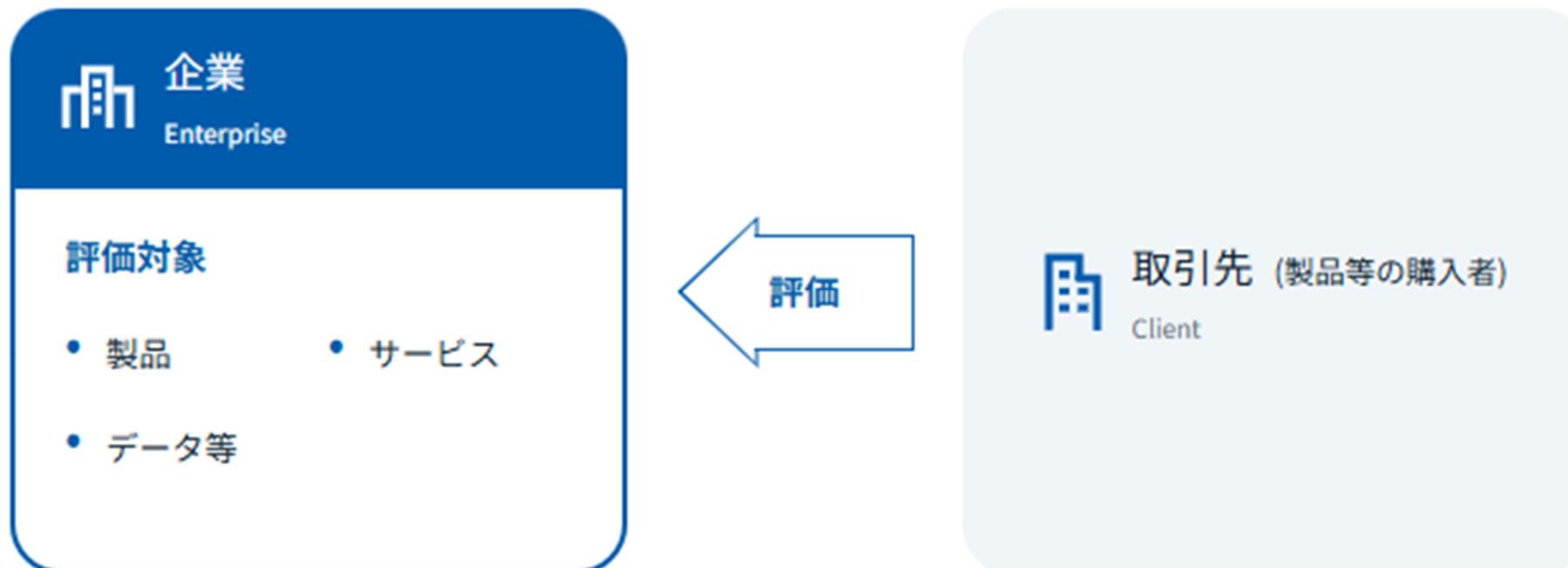
- ・製品等の供給者自身による評価



https://www.jab.or.jp/about_jab/accreditation

適合性評価の種類(第二者評価)

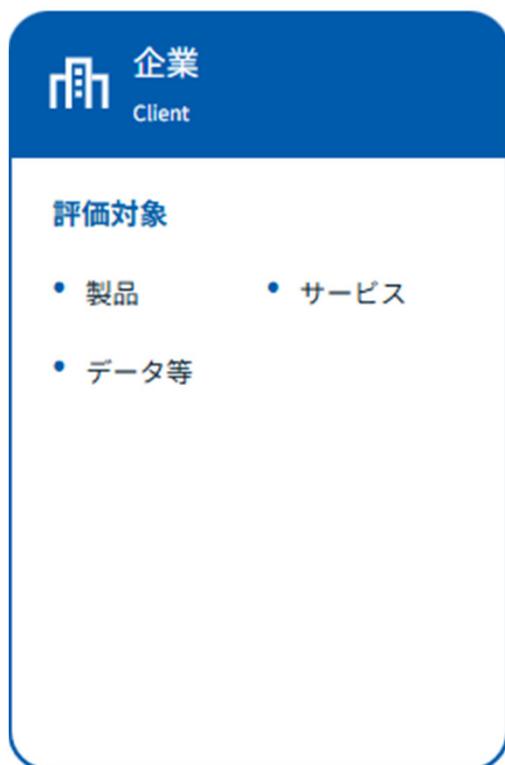
- ・製品等の購入者による評価



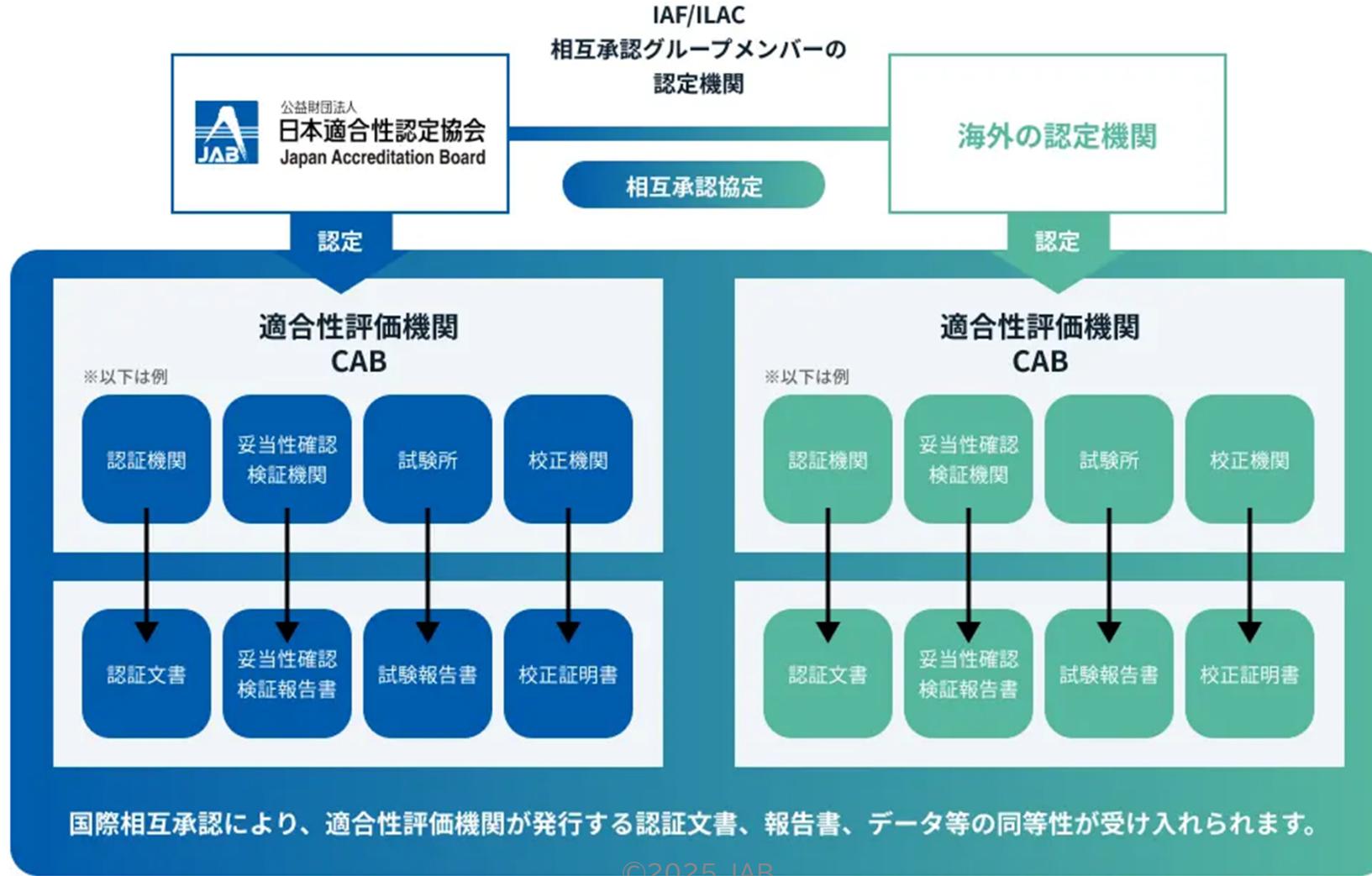
https://www.jab.or.jp/about_jab/accreditation

適合性評価の種類(第三者評価)

- 供給者でも購入者でもない第三者による評価



IAF相互承認による認定の同等性



1. 製品認証機関の認定制度

- ・適合性評価とは
- ・**製品とは**
- ・**製品認証とは**

2. SGEC/PEFCスキームにおける認定審査

製品とは

JIS Q 17065: 2012 定義

3.4 製品(Product) プロセスの結果

- 第一者から第二者へ対価で交換される「物」
- 「お金で買える物」=「売り物」
- 有形の物が通常だが、無形な製品(サービス、プロセス)含む
 - × マネジメントシステムは「売り物」ではないので、製品ではない
 - × マネジメントシステム認証は『製品認証』ではない

無形の製品:『プロセス』とは

JIS Q 17065: 2012 定義

3.5 プロセス(process)

インプットをアウトプットに変換する、相互に関連する又は相互に作用する一連の活動

例

- ✓ 溶接工学プロセス
- ✓ 熱処理プロセス
- ✓ プロセス能力の確認を要する製造プロセス
(例 規定された許容範囲内の製品の操作又は生産)
- ✓ 食品生産プロセス
- ✓ 植物生育プロセス



『プロセス』の評価

- 製品特性を評価するのにそのプロセスを評価せざるを得ないもの
 - ・ 有機食品
 - ・ GAP(Good Agricultural Practice)
 - ・ 森林認証
 - ・ 『破壊評価された製品』は『商品(売り物)』にならない
 - ・ 破壊評価のコストが製品価格に比較して著しく高い
 - ⇒ 溶接管理プロセス
 - ⇒ 熱処理プロセス
 - ⇒ 食品安全管理プロセス(HACCP)
 - ・ よって『(生産)プロセス』が適切⇒『製品』も適切と評価
- プロセス自体が『製品』として売買
 - ・ 水処理プロセス
 - ・ 汚染処理プロセス

プロセス評価のメリット

- 製品評価時に製品そのものは評価(試験)しない。
- 製品が製造(生産)される『プロセス』の適切性・妥当性を判断し、その結果である製品を受入れ
- 破壊試験なし ⇒ 評価費用少額
- 問題が発生した際、どの工程で問題が発生したか判別しやすい。よって再発防止策も立て易い。

<プロセス評価によらない場合>

- 製品を直接評価(結果管理)
- 信頼性高
- 評価(破壊検査等)費用多額
- 問題が発生した際どの工程で問題が発生したか判別不可。よって、再発防止策立て難い。

無形の製品：『サービス』とは

JIS Q 17065: 2012 定義

3.6 サービス(service)

供給者及び顧客との間のインターフェースで実行される、少なくとも一つの活動の結果であり、一般に無形のもの。

- ✓ 運送
- ✓ 自動車修理
- ✓ 理容・美容業
- ✓ 宿泊
- ✓ 外食
 - 食事をする空間とともに食事を提供するサービス
- ✓ マーケットリサーチ
 - 顧客にあった商品・サービスの提供を目的に、企業などに顧客情報を提供するサービス

1. 製品認証機関の認定制度

- ・適合性評価とは
- ・製品とは
- ・**製品認証とは**

2. SGEC/PEFCスキームにおける認定審査

□ 製品認証

- 認証基準(製品規格)に沿って製品の適合性を評価する。

□ 製品認証機関

- 製品認証行為により認証サービスを提供する機関

- 製品認証機関の『機能』

- 認証行為
- 「認証行為」をサービスとして提供する行為

製品認証:『依頼者』と『製品認証機関』



依頼者

- 依頼者: 製品要求事項を含む認証要求事項が満たされていることを確実にする
(JIS Q 17065 3.1より抜粋)

製品認証機関

- 力量を備え、一貫して公平な方法で認証スキームを運用することを確実にする
(JIS Q 17065 序文より抜粋)

製品認証の特徴:他の適合性評価との違い

マネジメントシステム認証

『仕組み(システム)』の認証。製品への認証マーク貼付不可。不適合がないことは保証しない。

製品認証

『もの(サービス、プロセスを含む)』の認証。製品へは認証マークの貼付可。製品は適合していることを保証。

試験

『物(試験体)』の『特性の確定』のみ。

製品認証

『物(サンプル)』の『特性の確定』に基づき『物(母集団)』の『適合』を判断。

認証マークに対する信頼性がなければ、製品のやり取りが行われず、認証が有効に機能しない



- = 製品認証に対する信頼性
- = 認証プロセスへの信頼性
- = 認証機関への信頼性

JIS Q 17065 要求事項



- 製品認証機関として信頼されるのに必要な要求事項(適用範囲)
 - 認証能力
 - 一貫性のある運営
 - 公平性
- 認証の最終的な目標(序文)
 - 要求事項を満たしているという信頼を与えること
 - JIS Q17065の要求事項だけではなく、該当する場合は、認証スキームの要求事項も満たすことを期待又は要求

4.一般要求事項

5.組織運営機構に関する要求事項

8.マネジメントシステム要求事項

7.プロセス要求事項

6.資源に関する要求事項

JIS Q 17065_4.一般要求事項



箇条5以降の個別要求事項に含まれない、一般的な要求事項

- ✓ 4.1 法的及び契約上の事項
- ✓ 4.4.1 法的責任
- ✓ 4.1.2 認証の合意
- ✓ 4.1.3 ライセンス、認証書及び適合マークの使用
- ✓ 4.2 公平性のマネジメント
- ✓ 4.3 債務及び財務
- ✓ 4.4 被差別的条件
- ✓ 4.5 機密保持
- ✓ 4.5 情報の公開

JIS Q 17065_5.組織運営機構に関する要求事項



□ 組織構造(5.1)

- ✓ 信頼性を確保できるような運営を行うための組織構造必要(5.1.1)
- ✓ 責任と権限を明確にした組織構造の文書化 (5.1.2)
- ✓ 他部門との関係を明確にする(5.1.2)

□ トップマネジメント(5.1)

- ✓ 認証機関の機能について、責任と権限をもつ役員会/グループ/個人を特定する(5.1.3)

□ 公平性確保のメカニズム(5.2)

- ✓ 公平性の管理(リスクマネジメント)(4.2)と連携して働くメカニズムの構築 (5.2.1)
- ✓ メカニズムの文書化(5.2.2)
 - 利害関係のバランス
 - メカニズムが機能するための情報へのアクセス

□ 要員の確保(6.1)

- ✓ 十分な数の要員(6.1.1.1)
- ✓ **要員の力量(6.1.1.2)**

要員は、必要な専門的判断を行い、方針を定め、これを実行することを含め、自身が遂行する機能に関して力量をもたなければならない。

- ✓ 認証要員の力量管理(6.1.2)
 - 認証プロセスに関与する要員全てが対象
 - 力量基準、教育・訓練、評価(実証)、承認、監視
- ✓ 要員との契約(6.1.3)
 - 機密保持
 - 認証案件に対する関係.
 - 利害抵触に関する事前報告
 - 公平性に対するリスクマネジメントへのインプット

JIS Q 17065_6.資源に関する要求事項(6.2)



□ 内部資源(6.2.1)

スキームや規格で要求された場合、次の該当する要求事項を満たさなければならぬことがある。

- ✓ 試験はJIS Q 17025、
- ✓ 検査はJIS Q 17020、
- ✓ マネジメントシステムはJIS Q 17021

□ 外部資源(外部委託)(6.2.2)

- ✓ 委託先も要求事項を満たす必要がある(6.2.2.1)
- ✓ 評価において依頼者の試験所を使用する場合は、信頼性を確保する必要がある(6.2.2.2)
- ✓ 外部委託先との法的拘束力のある契約(6.2.2.3)
- ✓ 外部委託先に対する管理基準をもつ(6.2.2.4)

□ 一般(7.1)

- ✓ 認証活動は、認証スキームの下で運営されること(7.1.1)
- ✓ 製品を評価する要求事項は、指定された規格やその他規準文書に含まれていること(7.1.2)

□ 認証プロセス

- ✓ 申請(7.2)
- ✓ 申請のレビュー(7.3)
- ✓ **評価(7.4)**
- ✓ 評価結果のレビュー(7.5)
- ✓ 認証の決定(7.6)

□ 申請(7.2)

- ✓ 認証に必要なすべての情報を入手する

□ 申請のレビュー(7.3)

- ✓ 入手した情報の確認作業(7.3.1)
- ✓ 申請内容で認証可能かどうかの力量・能力を確認する(7.3.2-7.3.4)

□ 評価(7.4)

- ✓ 計画を持つ(7.4.1)
- ✓ 要員の割当て(7.4.2)
- ✓ 必要な情報・文書が利用可能であること(7.4.3)
- ✓ 定められた規準による評価(7.4.4)
- ✓ 基本は認証機関が行った評価以外活用しない、外部委託した機関が6.2.2を満たしていればその評価結果を参考にしてもよい(7.4.5)
- ✓ 不適合の依頼者への通知(7.4.6)
- ✓ 不適合の是正処置の意思確認、それに伴う追加評価の情報提供(7.4.7)
- ✓ 追加の評価業務に関する規定(7.4.8)
- ✓ 評価活動の結果の文書化(報告書の作成)(7.4.9)

□ 評価結果のレビュー(7.5)

- ✓ 認証機関はレビュー要員を1名以上割り当てるここと(7.5.1)
- ✓ 評価を行った人物とは異なること(7.5.1)
- ✓ 認証の決定者が別の人物の場合は、レビューを行った人物が認証の決定のための推薦を文書化すること(7.5.2)

□ 認証の決定(7.6)

- ✓ 認証機関は認証の決定の責任を負うこと=つまり認証の決定は認証機関の最重要機能(7.6.1)
- ✓ 評価プロセスとは独立したものであること(7.6.2)
- ✓ 認証の決定は外部委託はできないが、組織統制されている法人なら可能(7.6.3-7.6.5)
- ✓ 認証を授与しない決定であっても、申請者に通知すること(7.6.6)

□ 認証文書(7.7)

- ✓ 認証を決定したことの証明書(7.7.1)
- ✓ 認証範囲(3.10):対象製品、基準、スキーム認証書発行前に認証の合意(契約)を締結しておく(7.7.3 c))
- ✓ スキームについては、ISO/IEC 17067 (JISQ 17067)を参照

↓

□ SGEC規準文書5-1

- ✓ 2.3.3 認証文書(2.3.3.1~2.3.3.4)
- ✓ 付属書4 2.4 認証書

□ SGEC規準文書5-2

- ✓ 7.7 認証書類
- ✓ 7.7.1~7.7.6

□ 認証された製品の登録簿(7.8)

- ✓ 認証された製品の情報維持
 - 製品の識別
 - 認証基準
 - 申請者(製品供給者)
- ✓ 情報は公表、提供できるようにしておくこと

□ サーベイランス(7.9)

- ✓ サーベイランスの方法は、スキームで決められていることが多い
 - SGEC-FM/SGEC-COCの場合
年1回の定期審査の実施
(SGEC規準文書1:2021 3.4.2項及び4.4.2項による)

□ 認証に影響を与える変更(7.10)

- ✓ 要求事項が変更されたときは、申請者への影響の有無を確認する。ある場合は申請者へ連絡し、申請者による変更の検証を行うこと(7.10.1)
- ✓ 変更により認証書の改訂が必要になる場合がある (7.10.3)
- ✓ 評価から決定、製品の登録までの過程で必要ないと判断するならばその根拠を記録すること(7.10.3)

□ 認証の終了、範囲の縮小、一時停止又は取消し(7.11)

- ✓ 認証した製品に不適合があった場合の取扱いの取決め (7.11.1)
- ✓ 終了、停止、取消、復活に関し、関係文書・関係情報・認証マークの修正と取扱いについて決めておく (7.11.3、7.11.6)
- ✓ 一時停止において、認証の取扱いの力量がある要員を1名以上割り当てること (7.11.4)

□ 記録(7.12)

- ✓ 全ての申請プロセスの記録を保管すること (7.12.1)
- ✓ 記録の機密保持(7.12.2)
- ✓ 記録の保管期間は、認証スキームが定められた周期内での製品の再評価を要求している場合は、少なくとも前周期 + 現周期。それ以外の場合は認証機関が定めること(7.12.3)

□ 苦情及び異議申立て(7.13)

- ✓ 文書化されたプロセスと処置の記録、経過が追跡できる(7.13.1)
- ✓ 認証活動に関連するものか、関連があれば処理に進む(7.13.2)
- ✓ 受理の通知(7.13.3)
- ✓ 情報収集及び検証(7.13.4)
- ✓ 苦情、異議対象に関わらなかった者が対処すること(7.13.5)
- ✓ 申請者に利害抵触のない者が対処すること(7.13.6)
- ✓ 結果と終了を申立者に通知(7.13.7, 7.13.8)
- ✓ 解決のために継続して必要な処置をとってゆくこと(7.13.9)

JIS Q 17065_8.マネジメントシステム要求事項



□ マネジメントシステムに関する選択肢(8.1)

- ✓ この規格要求事項を満たすことができるマネジメントシステムを確立し維持しなければならない(8.1.1)

□ 選択肢A (8.1.2)

- ✓ マネジメントシステム文書(8.2)
- ✓ 文書管理(8.3)
- ✓ 記録の管理 (8.4)
- ✓ マネジメントレビュー(8.5)
- ✓ 内部監査(8.6)
- ✓ 是正処置(8.7)
- ✓ 予防処置(8.8)

□ 選択肢B (8.1.3)

- ✓ JIS Q 9001に従って、8.2~8.8の要求事項をみたす(認証を要求するものではない)

まとめ - 製品認証機関の認定制度



- ◆認証機関はJIS Q 17065+認証スキーム固有の要求を満たしていることが必要
- ◆適合性評価は3種類ある。認証(Certification)は第三者による評価
- ◆製品とは有形・無形両方あり、製品・プロセス・サービスがある
- ◆製品認証とは製品の適合性を評価するもの

1. 製品認証機関の認定制度

- ・適合性評価とは
- ・製品とは
- ・製品認証とは

2. SGEC/PEFCスキームにおける認定審査

JABが提供する認定スキーム



認定する対象	認定基準	適合性評価規格(例)
マネジメントシステム認証機関	JIS Q 17021-1	JIS Q 9001、JIS Q 14001等
要員認証機関	JIS Q 17024	スキームオーナが定めた認証規格
製品認証機関	JIS Q 17065	スキームオーナが定めた認証規格
温室効果ガス妥当性確認・検証機関	ISO/IEC17029、ISO14065、 ISO14064-3、JIS Q 14066	JIS Q 14064-1 JIS Q 14064-2
試験所	JIS Q 17025	試験規格
臨床検査室	ISO 15189	臨床検査法
校正機関	JIS Q 17025 + ISO 15195	校正手順
検査機関	JIS Q 17020	検査法
標準物質提供者	JIS Q 17034	標準物質生産方法
技能試験提供者	JIS Q 17043	技能試験提供方法
バイオバンク	JIS Q 20387	—

製品認証サブスキーム



認定サブスキーム

消防設備

抗菌防臭加工纖維製品

電気工作物の溶接

マーケットリサーチに関するサービス

風力発電システム

セキュア制御製品及び開発ライフサイクル・プロセス

森林・林業及び森林生産物

GAP及びGAP運用農場で生産された農産物

漁業、養殖業及び水産物

認定分野

自家発電装置、等

抗菌防臭加工纖維製品

溶接管理プロセス、等

マーケットリサーチサービス

ウインドファーム、等

EDSA

森林管理(SGECスキーム)
COC(SGECスキーム)
COC(PEFCスキーム)

JGAP, ASIAGAP, GLOBALG.A.P.

漁業、養殖業、CoC(MELスキーム)

SGEC/PEFCスキームに適用される認定基準



適用基準

- JIS Q 17065: 2012 (ISO/IEC 17065:2012)
適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項

+

適用基準(固有)

- SGEC規準文書5-1: 2021
SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項
- SGEC規準文書5-2: 2021
SGEC COC認証に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項
- PEFC ST 2003: 2020
PEFC 国際COC規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項



認定審査に適用されるその他の基準

- JAB200
認定マニュアル
- JAB203
不正行為への対処に関する手順
- JAB PD200
製品認証機関の認定の手順
- JAB PD 364
「認定の基準」についての分野別指針 –森林・林業及び森林生産物–
- JAB N 410
認定に関する料金規定

<https://www.jab.or.jp/documents forms/documents#%E5%85%B1%E9%80%9A%E6%96%87%E6%9B%B8>参照

SGEC/PEFCスキーム認定範囲に含まれる認証規格



SGECスキーム 森林管理

- SGEC 規準文書3:2021
- SGEC 規準文書3-1:2021

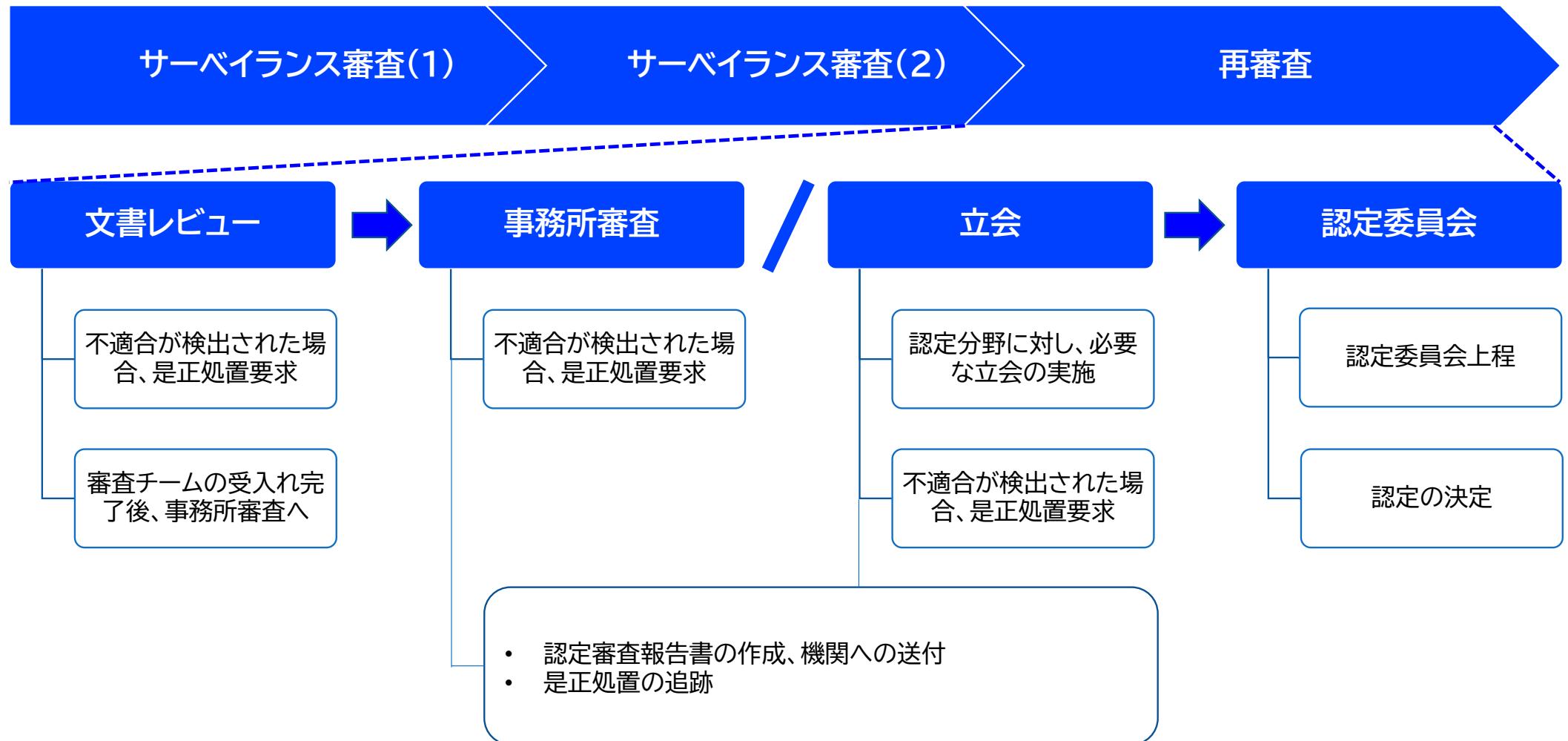
SGECスキーム COC

- SGEC 規準文書4:2021

PEFCスキーム COC

- PEFC ST 2002:2020

定期認定審査の流れ



3.10 事務所審査(office assessment)

適合性評価機関が認定要求事項を満足しており、当該の適合性評価活動を行う能力をもつことを、文書、運用記録類のレビュー、適合性評価機関の要員へのインタビュー、適合性評価機関の要員の業務遂行の観察などを通じて評価する審査。通常、適合性評価機関の本部又は主たる事務所の所在地で実施する。

3.11 立会い(witnessing)

適合性評価機関が実施する適合性評価活動の観察を行うこと。

3.12 現地審査(on-site assessment)

事務所審査と立会いの両方を含む、現地で行う審査。

製品認証機関の認定の手順(PD200V20)



6.6.2 認定審査プログラム(認定周期)における実地審査立会は、認定範囲に含まれる全ての分野が網羅されるように実施され、分野やリスク等を考慮して本協会が件数を決定する。立会い対象分野は付表2による。

- a) 本協会は、実地審査立会を行うに当たって、立会い対象とする実地審査、及び観察する妥当性確認又は検証チーム／妥当性確認又は検証を行う者を決定する。
- b) 本協会は、機関の妥当性確認又は検証チームの実地審査活動を評価するために必要と判断した人数の認定審査員によって、実地審査立会を実施する。
- c) 本協会が実地審査立会を実施するに当たって、機関及び組織に対して要請する事項は附属書Bによる。

↓

SGEC/PEFCスキームでは、

森林管理認証とCOC認証について、実地審査立会を実施

適合性評価でのそれぞれの役割

□ 被監査者:適合性を示す

Show Conformity

✓ 適合させておくのは被監査者の義務！

□ 監査者:適合性を見つけ出す

Find Conformity

✓ 不適合を見つけるのが目的ではない！



ご清聴ありがとうございました。